

(14) 銘旗會旗支部旗ノ鎗先ハ途中又解散後ニ於テモ綿布類ヲ以テ完全ニ覆フコト

(10) 樂隊ノ外鐘鼓法螺喇叭ノ類ヲ用井式ハ爆竹煙花ノ類ヲ禁ズルコト

(11) 刀劍竹鎗ノ類ハ勿論洋杖等ヲ所持セル者ハ入場竝ニ参加セシメザルコト

(12) 行列行進 (午後一時出發 午後四時限リ解散スルコト)

(13) 道筋ハ絶對ニ變更セザルコト  
(14) 街角電車線路横断地点等ニハ豫メ責任者ヲ定メ置キ警察官ノ指揮ニ依リ交通ニ支障ナカラシムルコト

(15) 各部隊ニハ取締警察官一名以上ヲ附スルコト

(16) 行列ノ最後尾ニハ其旨ヲ表示シタル旗ヲ掲揚スルコト

スルコト

(17) 行列ハ隊伍ヲ四列縦隊ニ編成シ一隊五拾名以内トシ一隊毎ニ監督者一名以上ヲ附シ隊伍ノ整理

其他ニ關シ全責任ヲ負ハシムルコト尚ホ各隊ノ間隔ハ約五間以上ヲ保テ特別ノ理由ナクハ途中

中行進ヲ停止セザルコト

(18) 豫メ各隊監督者ハ所屬団体名任所職業氏名年齢等ヲ届出尚ホ隊員ノ徽章ト異ル特ニ

見易キ標章ヲ附スルコト

(19) 集合順路其他

(20) メーデーニ参加スル者ノ入場順路ハ赤坂溜池電車通り日吉橋ヨリ直橋山路ニヨルコト

(21) 以上ノ外メーデーニ参加スル者ハ總テ警察官ノ